

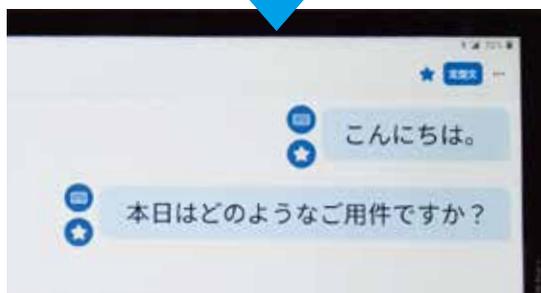
音声筆談・多言語翻訳のタブレット端末を導入しました

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、マスク着用やパーティション設置など感染症対策を継続して行っています。それにより難聴の傾向がある人や、聴覚に障害がある人にとって職員の声が聞き取りにくい状況が発生しています。

また、さまざまな支援やワクチン接種などに関する外国人からの相談も増加しており、その言語も多岐にわたっています。

これらの状況に対応するため、会話の内容を字幕表示するタブレット端末を導入しました。KOTOBALというアプリで、話した内容が即時に画面上に表示されます。日本語のほか、英語やベトナム語など31か国語を翻訳し、表示・発音することができます。タブレットは庁内外に持ち運んで利用できるため、窓口対応だけでなくさまざまなシーンで使用することができます。実際に利用した人からは、「筆談よりも楽」「楽しく会話することができた」などの声をいただいています。

今後も「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」への取り組みを進めていきます。



問合せ▶困秘書政策課政策推進室(☎内線1015)

news

農地パトロール(利用状況調査)

を実施します

☎農業委員会事務局(☎内線1452)

況の確認

その他▼

実施にあたっては、全国農業会議所の農地パトロール(利用状況調査)実施要領に準拠して調査を行います。

草刈りや耕起などにより、農地を再生し利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。

農地を所有されている人へ

農地の遊休化が進むと、害虫の温床や有害鳥獣の住処、火災の発生源になる恐れがあります。

また、ゴミの不法投棄の場所になることもあり、周辺の農地や住民に大変な迷惑をかけることになるので、除草や草刈り、病害虫駆除などの農地の適正管理をお願いします。

遊休農地を放置したままの農地所有者に対して、農地の利用について農地中間管理機構と協議するように農業委員会が勧告を実施し、それに応じない場合に農地の固定資産税の課税が強化される場合があります。

- 「農地パトロール」は、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握および発生防止・解消、また、農地の違反転用防止と早期発見を目的とし、全国の農業委員会組織で統一して実施します。
- 実施期間**▼7月～11月
- 対象農地**▼市内すべての農地
- 実施内容**▼
- ①遊休農地および耕作者が不在または不在になるおそれのある農地の把握
 - ②農地法の許可(届出)案件の履行状況の確認
 - ③農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業による利用権設定等農地の利用状況の確認
 - ④農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正
 - ⑤相続税または贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認
 - ⑥営農型発電設備(太陽光パネルなど)の設置に係る下部農地における適切な営農状況の確認
 - ⑦農業者年金制度に係る特定処分対象農地および加算対象農地などの利用状況